

## あらためて確認しておきたい「親族関係」

坂本和則 相談部 東京相談室

自分を中心に、配偶者、祖父母や親、兄弟姉妹、おじおばなどとの関係を「親族」と表現することがあります。しかし、どこまでが親族なのかを正確に回答するのは、なかなか難しいものです。普段の生活においても、身元保証人となれる人が一定の親等親族に限定されていたり、一定の親族間には婚姻近視や扶養義務があるなど、実際に誰までがその対象となるのか悩むことがあります。

今回は、親族の範囲を確認するうえで知っておきたい基本事項を中心に、親族についてあらためて解説します。

### 1. はじめに

「親族」と聞いた場合、民法で定められた親族の範囲を考えることが多いと思います。しかし、日常の会話などでは、自分を中心に、その関係を「身内」「親戚」「親類」「縁者」などと表現することもあります。

このように、自分との関係を表現する言葉は多くありますが、抽象的な概念のものが多く、すべての人が同じ範囲を共有しているとは限りません。しかし、法律でその範囲が定められている場合は、誰もが認識できる共通した一定の範囲でなければなりません。そのような場合は、民法にある親族の範囲が、一般的に用いられることとなります。

### 2. 民法上の親族の範囲

民法は、第725条で親族の範囲を定めています。具体的には、自分との関係において、①6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族——とされています。通常、親族関係は、親族図によりその関係を確認しますが、親族図を見るためには、そこに使用されている血族と姻族、直系と傍系、尊属と卑属、親等などの用語の意味を理解しなくてはなりません。さらに、離婚時や養子に対する一定の取り扱いを知っておく必要もあります。以下では、親族図を理解するために必要な用語などについて、説明を行います。

## [1] 血族と姻族

民法は、配偶者以外の親族の範囲を「血族」と「姻族」に分けて定めています。そこで、親族の範囲を確認するためには、血族と姻族の意味を理解しておく必要があります。

血族とは、出生による血のつながりがある関係（自然血族）と、法律などによって血縁があると擬制された関係（法定血族）をいいます。一方、姻族とは、婚姻により生じる関係で、自分と自分の配偶者の血族との関係、自分の血族と自分の配偶者との関係をいいます。例えば、自分と配偶者の親との関係や自分の兄弟姉妹と自分の配偶者との関係などが該当します。

## [2] 直系と傍系、尊属と卑属

親族の関係は、自分を中心に考えた場合、親や祖父母また子や孫など縦の線で結ばれた関係と、兄弟姉妹など横の線で結ばれた関係とでできています。前者のような関係を「直系」といい、後者のような関係を「傍系」といいます。

さらに、自分または自分の配偶者の父母、父母と同じ世代（例えば、おじおば）を含めて上の世代の者を「尊属」、自分の子、子と同じ世代を含めて下の世代を「卑属」といいます。尊属や卑属の関係は、年齢により区分されているわけではありませんので、尊属が自分よりも年下ということもあり得ます。

こうしたことから、例えば、自分の父や祖父母は「直系尊属」となり、おじおばは「傍系尊属」となります。一方、子や孫は「直系卑属」となり、おいめいなどは「傍系卑属」となります。

## [3] 親等

親族関係では、血縁関係の遠近を「親等」という用語を使って表します。そして、「1親等」となる父母のほうが、「2親等」の兄弟姉妹より親等数が少ない前者ほど密接な関係にあるといえます。

直系の親等は、世代数を数えていきます（例えば、親と子は1親等、祖父母と孫は2親等）。これに対して、傍系の親等の場合は、その一人またはその配偶者から同一の祖先にさかのぼり、その祖先から他の一人に下がる世代数により数えます。

### ◆「いとこ」の数え方◆

いとこは、自分の親の兄弟姉妹である「おじおば」の子ですから、まず、自分の親と、「おじおば」の同一祖先である「祖父母」までさかのぼります。祖父母は自分からみて2親等（親：1親等、祖父母：2親等）となります。そこから「いとこ」まで下がっていきます（おじ：3親等、いとこ：4親等）。

## [4] 離婚等や養子との親族関係

離婚すると姻族関係は終了します。しかし、配偶者が死亡しただけでは姻族関係は終了しません。配偶者を亡くした人が姻族関係を終了させるためには、姻族関係終了届を提出し、その旨の意思を示す必要があります。

養子と養親および養親の血族との親族関係は、養子縁組の日から生じ、離縁によって終了します。

### 3. 親族であるかどうか疑問となる主な関係

日常生活では、「〇〇親等内の〇〇」などと、対象者の範囲が制限されている場合があります。このようにとき、どこまでが対象になるのかなど、判断に迷うようなケースに直面するのもまた事実です。

配偶者は何親等と考えるか？	配偶者は血族でなく、親等もない親族とされます。
再婚相手の連れ子は親族に該当するか？	再婚相手の連れ子は、1親等内の姻族なので親族となります。その子と養子縁組をした場合は、養子縁組をした日から実子と同じ1親等の血族となります。
先妻との間の子と後妻は、親族関係にあるか？	上欄と同様に、1親等の姻族となるので、親族関係があるといえます。
養子と養親および養親の血族との関係は、血族と姻族のどちらの関係になるか？	養子縁組後の養親および養親の血族との関係は、養子縁組をした日から血族関係が生じることになります。
再婚者同士の婚姻で、互いに連れてきた子の間には親族関係が生じるか？	再婚者が互いに子を連れて再婚するケースで、互いの子の間に親族関係は生じません。
自分の配偶者と、自分の兄弟姉妹の配偶者は姻族の関係になるか？	自分と兄弟姉妹の配偶者は姻族の関係になりますが、自分の配偶者と兄弟姉妹の配偶者との間に姻族関係は生じません。したがって、親族には含まれません。

### 4. 親族の範囲を確認する必要が生じる主なケース

適用対象となる親族の範囲は、法律で定められているケースと契約や約款等で定められるケースがあります。ここでは、法律でその範囲が定められているものとして「近親者間での婚姻禁止」、契約で定められるものとして「生命保険金の受取人」を解説を行います。

#### [1] 法律で一定の制限を行っている例：婚姻の禁止

民法は、優生学的や倫理的な配慮から一定の親族間における婚姻の禁止を規定しています。

##### (1) 近親者間

直系血族間ならびに3親等内の傍系血族間の婚姻（例：自分とおじおば、おいめいと結婚）はできないことになっています。

##### (2) 直系姻族間

直系姻族の関係にある者との婚姻は禁止されています。

例えば、自分と配偶者の親との結婚などが該当します。ただし、配偶者のある者は重婚が禁止されていますので、この規定が適用されるのは、配偶者死亡後となります。なお、この規定は姻族関係が終了した後（離婚や姻族関係終了の意思表示後）でも同様に適用されます。

### (3) 養親子間

養子、養子の配偶者や直系卑属およびその配偶者と、養親または養親の直系尊属との間では、離縁により親族関係が終了した後も婚姻できないことになっています。

法律で親族の範囲を定めているものは、これ以外に、「親族間の扶養義務」「成年後見制度の申立人」、会社法に定める「社外取締役就任できる人」、税法における「直系尊属からの贈与（住宅、教育、結婚・子育て）の特例」などがあります。

## [2] 約款で一定の制限を行っている例：生命保険金の受取人

生命保険に加入する際に生命保険金（死亡保険金等）の受取人を指定することになりますが、生命保険契約では約款で受取人を「配偶者および2親等内の血族」や「3親等内の親族」などと定めているケースがあります。その場合は、その範囲内にある人を受取人に指定しなければなりません。

契約や約款等で親族の範囲を定めているものは、これ以外に、「新入生や新入社員の身元保証人」「建物賃貸借契約の連帯保証人」「各種会員権を譲り受けられる人」などがあり、契約書等に「〇〇親等内の者でなければならない」などと規定されます。

内容は2017年3月9日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。

みずほ総合研究所 相談部東京相談室 03-3591-7077 / 大阪相談室 06-6226-1701

<https://www.mizuho-ri.co.jp/service/membership/advice/>